

3 源泉所得税

3-1 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区分	課 税 分		非 課 税 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税 · 財 形 賦 儲 非 課 税 分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額
公 社	千円	千円	千円	千円
債	998,244	161,376	2,602,781	55,727,849
債	2,167,810	324,956	175,902	4,095,310
郵 便 賢 金	4,011,471,101	599,728,474	1,135,940,978	17,097,071
銀 行 預 金	170,266,568	25,505,932	19,585,724	14,644,030
利 子	銀行以外の金融機関の預金	60,658,206	9,062,336	11,546,048
	勤 務 先 預 金	11,105,393	1,674,570	65,401
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配	9,768,408	1,469,749	1,224,521	6,823,870
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	517,218	77,162	5,275	11,430
小 計	4,266,952,948	638,004,555	1,171,146,630	125,775,339
定期積金の給付補てん金等	15,270,374	2,282,921	—	139,234
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益	203,884	32,540	5,854	—
割引債の償還差益	—	—	—	—
計	※ 4,282,427,206	640,320,016	※ 1,171,152,484	※ 125,914,573

調査対象等：平成12年2月から平成13年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 給与所得及び退職所得の課税状況

区分	官 公 府			そ
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
給与所得	人	千円	千円	人
俸 紙 · 紙 料 · 賞 与	※	1,185,461	※ 5,430,022,269	※ 6,075,839
日 扱 労 働 者 の 賃 金	—	—	25,222,921	807,679
計	—	—	5,455,245,190	178,913,868
退 職 所 得	21,058	243,658,129	6,846,312	184,233
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成13年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている資料をいい、原則として翌年1月31日まで料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定納期限を延長（注）この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

合 計		
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	12 年 / 11 年
千円	千円	%
59,328,874	161,376	76.2
6,439,022	324,956	74.0
5,164,509,150	599,728,474	725.4
204,496,322	25,505,932	124.8
99,580,033	9,062,336	70.2
11,170,794	1,674,570	72.6
17,816,799	1,469,749	59.4
533,923	77,162	175.0
5,563,874,917	638,004,555	525.1
15,409,608	2,282,921	66.6
209,738	32,540	73.6
—	—	—
※ 5,579,494,263	※ 640,320,016	512.4

の 他		合 計			
支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	12 年 / 11 年
千円	千円	人	千円	千円	%
※ 20,788,333,591	※ 798,811,594	※ 7,261,300	※ 26,218,355,860	※ 976,917,783	96.8
431,146,183	4,934,836	—	456,369,104	5,742,515	93.5
21,219,479,774	803,746,430	—	26,674,724,964	982,660,298	96.8
758,653,319	10,316,815	※ 205,291	※ 1,002,311,448	※ 17,163,127	99.8
—	—	—	—	—	—

成12年2月から平成13年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

で提出することとなっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、する、いわゆる延納制度とは異なるものである。